

## 第2回 社会保障審議会統計分科会

### 生活機能分類専門委員会

平成18年12月13日(水)

10時 ～ 12時

共用第8会議室

### 議 事 次 第

#### ○ 議 事

1. WHO-FIC チュニス会議の報告について
2. 国際生活機能分類—小児青年版(仮称)について
3. 活動と参加のリストの使い方について
4. 生活機能分類に関する具体的評価方法(ICFのコード化)について
5. 国内における普及について
6. その他

#### 〔配布資料〕

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 資料1   | WHO-FIC チュニス会議の報告について        |
| 資料2   | 国際生活機能分類—小児青年版(仮称)ICF-CYについて |
| 資料3-1 | ICF における構成要素について             |
| 資料3-2 | ICF のコード化について                |
| 資料3-3 | 「活動」と「参加」の具体的評価方法について        |
| 資料4-1 | 活動の評価点基準(案)                  |
| 資料4-2 | 参加の評価点基準(案)                  |
| 資料5   | 生活機能の普及啓発について                |

## WHO-FIC チュニス会議の報告について

開催期間：平成 18 年 10 月 29 日（日）～11 月 4 日（土）

会 場：the Renaissance Tunis Hotel

WHO 主催、WHO-FIC フランス協力センター、チュニジア政府共催

参加者：WHO、協力センター、オブザーバー等世界 16 ヶ国、112 名が参加  
主要議題：

- 国際生活機能分類—小児青年版（仮称）（International Classification of Functioning, Disability and Health-Version for Children & Youth (ICF-CY)）が派生分類として正式承認
- 新規グループの承認：
  - 生活機能グループ（Functioning and Disability Reference Group (FDRG)）
  - 疾病分類グループ（Morbidity Reference Group (MbRG)）
  - ターミノロジーグループ(Terminology Reference Group (TRG)）
- インフォメーションパラドックスに関する特別セッション

### ○ 各委員会報告：

#### 既存委員会

- \* 普及委員会(Implementation Committee (IC))
  - ・ コアメンバーに対するデータ収集
  - ・ FDRG プロジェクトを含む ICF タスクの推進
  - ・ アジア・パシフィック WHO-FIC ミーティング活動の開始 等
- \* 分類改正改訂委員会(Updating and Revision Committee (URC))
  - ・ 97 項目について提案：
    - ・ 34 項目は全体で合意
    - ・ 58 項目について議論（合意 26、保留 11、却下・取り下げ 12、MbRG へ 1、誤記 8）
    - ・ 4 項目については ICD-11 で検討
    - ・ 1 項目については会議前に取り下げ 等
- \* 教育委員会(Education Committee (EC))
  - ・ ICF 教育コアカリキュラムの開発（生活機能グループ(FDRG)と共同）

- ・ 新規参入協力センター及びセンター長に対する「ツールキット」の作成  
(普及委員会(IC)と協力) 等
- \* 電子媒体委員会(Electronic Tools Committee (ETC))
  - ・ ICD-10 のノレッジマネージメントのサポート
  - ・ ICD-10 フランス版の開発 等
- \* 国際分類ファミリー拡張委員会(Family Development Committee (FDC))
  - ・ 国際生活機能分類—小児青年版(仮称)(ICF-CY)を委員会承認し、国際生活機能分類(ICF)の派生分類として正式承認するよう WHO-FIC 本会議へ勧告
  - ・ 伝統医学(Traditional Medicine)の分類ファミリーへの参加の検討
  - ・ 患者安全分類(Patient Safety Classification)の検討 等
- \* 死因分類改正グループ(Mortality Reference Group (MRG))
  - ・ 80 項目について議論
  - ・ URC へ意見提案 等

### 新設グループ等

- \* 生活機能分類グループ(Functioning and Disability Reference Group (FDRG)) (チュニス会議において承認)  
委任事項等: 別紙参照
- \* 疾病分類グループ(Morbidity Reference Group (MbRG)) (チュニス会議において承認)  
委任事項等:
  - ・ 統計(例: 病院データ)、ケースミックス(例: DRG システム)、臨床関連資料(例: 臨床的用語や電子カルテ)に基づくニーズを分析・統合することにより、疾病データの国際比較性を改善し疾病における ICD の使用を促進すること。 等
- \* ターミノロジーグループ(Terminology Reference Group (TRG)) (チュニス会議において承認)  
委任事項等:
  - ・ 将来的な Health Terminology Network との連携の確保 等
- \* アジア・パシフィック WHO-FIC ネットワークミーティング(Asia-Pacific WHO-FIC Network Meeting)
  - ・ 第1回会議: 10月29日と11月4日 チュニスにおいて開催された。
  - ・ 参加国: オーストラリア、中国、フィジー、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、タイ (9カ国)

- ・ 検討内容：① 各国の現状報告
- ② 各国への普及支援について
- ③ 今後の取組についての議論  
(普及／教育／協力／資金)

<参考>

ジュネーブ会議資料の掲載アドレス：

<http://www3.who.int/whofic/2006meeting/documentlist.html>

次年度開催：平成19年10月28日（日）から11月3日（土）（予定）  
（イタリア、トリエステ）

## 生活機能グループ（FDRG）について

### 生活機能分類グループ（FDRG）は、

- WHOおよびWHO-FICネットワークを通して生活機能データの作成者および利用者と協力し、ICF および必要に応じて他のWHO-FIC分類の最適利用を促進する
- 情報システムにおけるICFの利用を促進することにより、生活機能に関する国内外のデータの品質および比較可能性を向上させる
- 生活機能分類ならびにコーディング関連問題についてWHO-FICネットワークへの助言をおこない、必要に応じてICF改正・改訂のための勧告をおこなうことを目的として設置された。

2005年の東京会議で設立が決まり、今年ジュネース会議において正式承認された。

FDRGでは、以下の8つのプロジェクトが検討を開始した。

各グループは、メール、電話会議、対面会議等を通じて議論を行い、来年WHO-FICトリエステ会議において報告を行う。

- **プロジェクト1：コーディング基準**

国際生活機能分類の付録2, 3を基に、コーディング規則とガイドラインの原則を開発する

- **プロジェクト2：ICF 一部改正（Update）の勧告**

URCに対して、ICFのupdateを勧告するため、情報収集、改訂プロセスの方法を検討する

- **プロジェクト3：ICDとICFの調和**

ICD-10の改正及びICD-11への改訂に対して、ICFを取り入れ調和のとれた分類となるよう提案する

- **プロジェクト4：ICFの測定と統計的活用**

生活機能の測定尺度の品質及び比較可能性の向上を検討する

- **プロジェクト5：簡単で容易に利用可能な教育用資料の開発**

WHOのWEB上で容易にアクセスし、利用することが可能となるICFの初級者向け、上級者向けの教育用教材を教育委員会と共同で開発する

- **プロジェクト6：ICFの倫理的応用**

ICFを普及する際に問題とされた倫理問題を検討し、国際生活機能分類の付録6の倫理ガイドラインを強化することを検討する

- **プロジェクト7：環境因子**

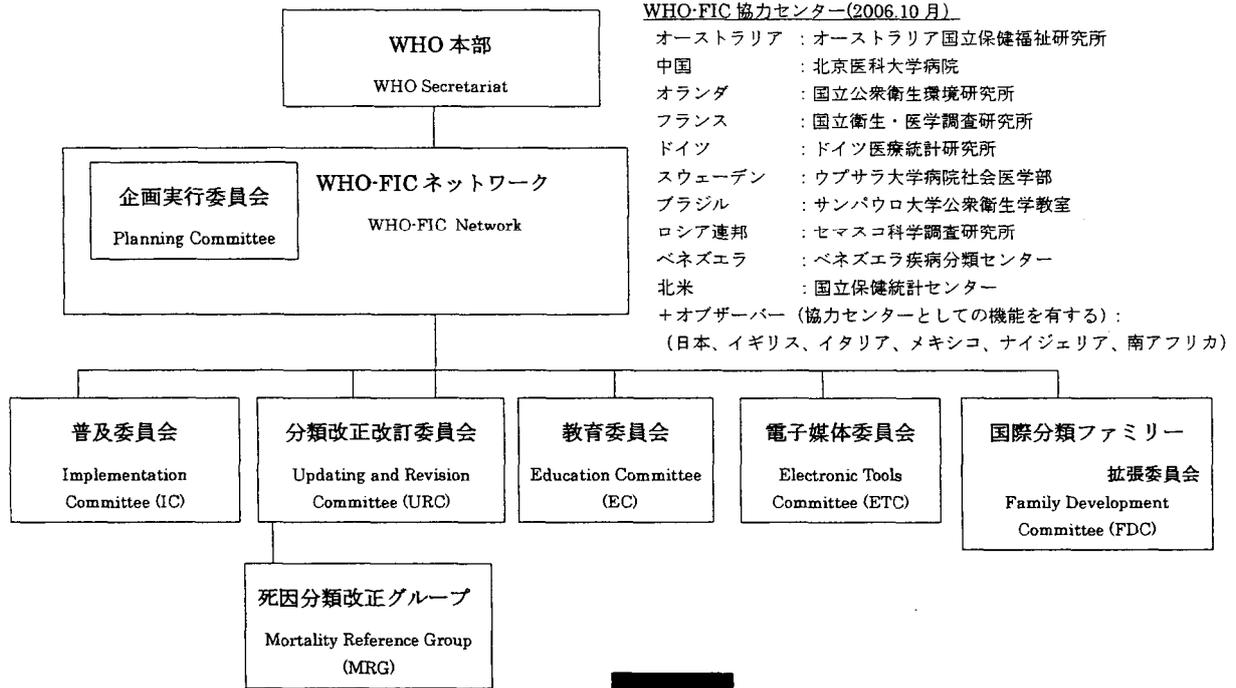
ICFの構成要素の一つである環境因子の品質の向上、関連・応用事項等の推進を検討する

- **プロジェクト8：ICFとオントロジー/ターミノロジーとの連携**

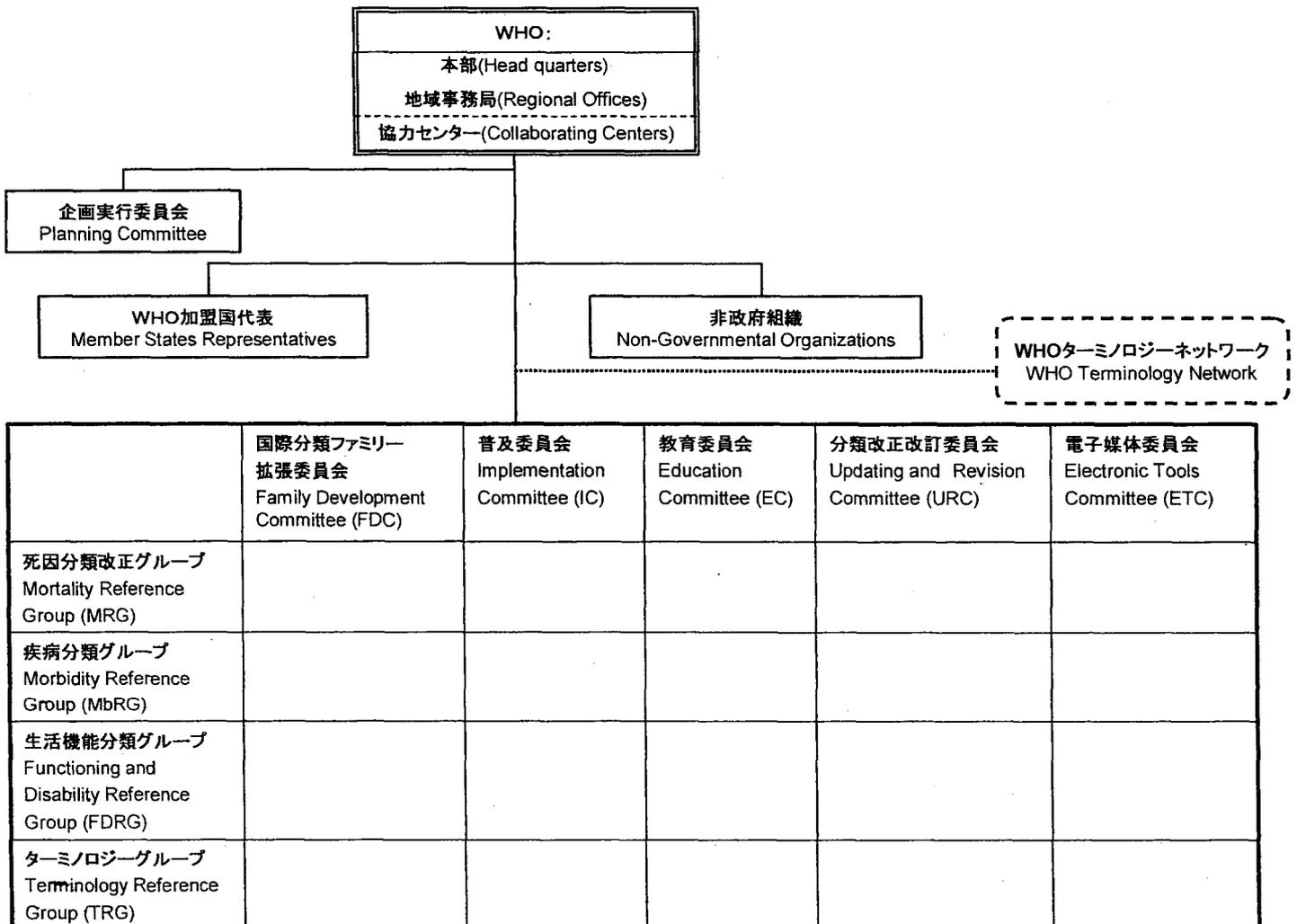
ICFの項目をターミノロジーに加えていく作業をターミノロジーグループと共同で行う

# WHO-FIC ネットワーク組織図

(チュニス会議前)



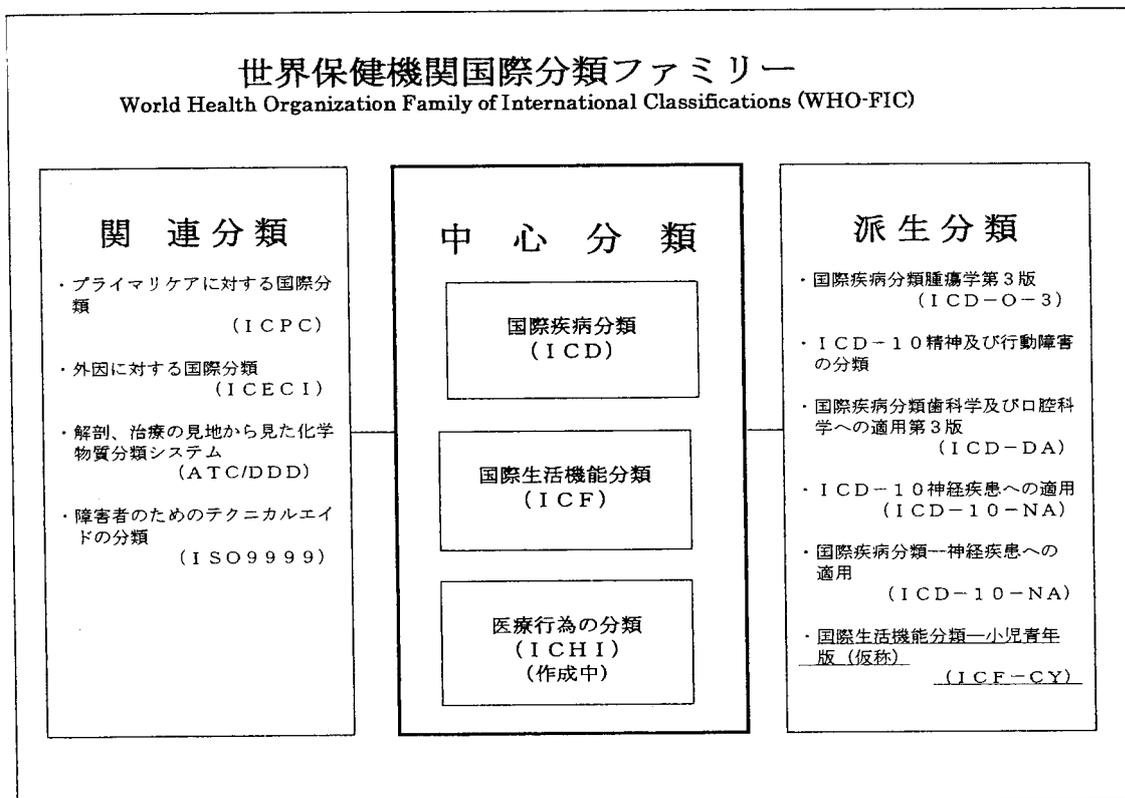
(チュニス会議後)



## 国際生活機能分類—小児青年版（仮称）ICF-CY について

### 1. 国際生活機能分類—小児青年版（仮称）（ICF-CY）の開発と国際的動向

- (1) 国際生活機能分類—小児青年版（仮称）(International Classification of Functioning, Disability and Health - version for Children & Youth) (ICF-CY) は、小児青年期における生活機能の特性に鑑み、国際分類ファミリーの中心分類である国際生活機能分類(ICF)を補完する目的で、派生分類として開発された。
- (2) 2006年 WHO-FIC チュニス会議において正式に承認され、現在 WHO において事務的手続きが進められているところである。
- (3) ICF-CY の普及及び改善等については、チュニス会議において発足した生活機能分類グループ(FDRG)において検討が進められることとされている。



## 2. 国際生活機能分類—小児青年版（仮称）ICF-CYの国内への適用について

### (1) WHOによる勧告

- ・WHOによるICF-CYの勧告  
（刊行物又はWHOのHP上での掲載）

### (2) 国内への適用に関する検討

- ・ICF-CYの勧告について、社会保障審議会統計分科会への報告
- ・個別具体的な審議内容であることからICF専門員会において検討
- ・ICF専門委員会における検討結果を統計分科会に報告
- ・厚生労働省による「国際生活機能分類—小児青年版（仮称）（ICF-CY）日本語版」の刊行

## ICF における構成要素について

### 1. ICF における構成要素

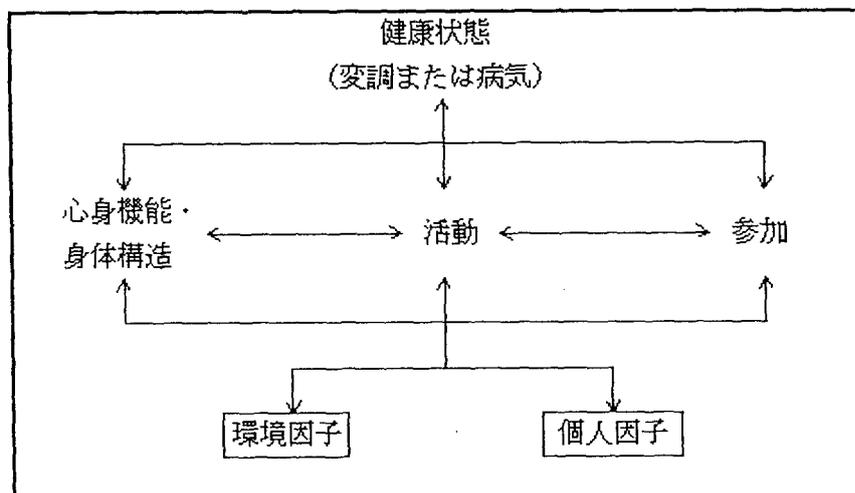
- ICF は、健康状況と健康関連状況を記述するための統一的で標準的な言語と概念的枠組みを提供することを目的としている。
- ICF は、人間の生活機能に関して、アルファベットと数字を組み合わせた方式で分類として活用できる構造となっている。
- ICF には、「生活機能と障害」及び「背景因子」という二つの部門があり、前者は「心身機能・身体構造」、「活動」及び「参加」の構成要素からなり、後者は「環境因子」及び「個人因子」の構成要素からなる。

第1部	生活機能と障害
	(a)心身機能(Body Functions)と身体構造(Body Structures) (b)活動(Activities)と参加(Participation)
第2部	背景因子
	(c)環境因子(Environmental Factors) (d)個人因子(Personal Factors)

なお、「個人因子」は、「背景因子」の構成要素の一つであるが、社会的・文化的に多きな差異があるために、ICF では今のところ分類されていない。

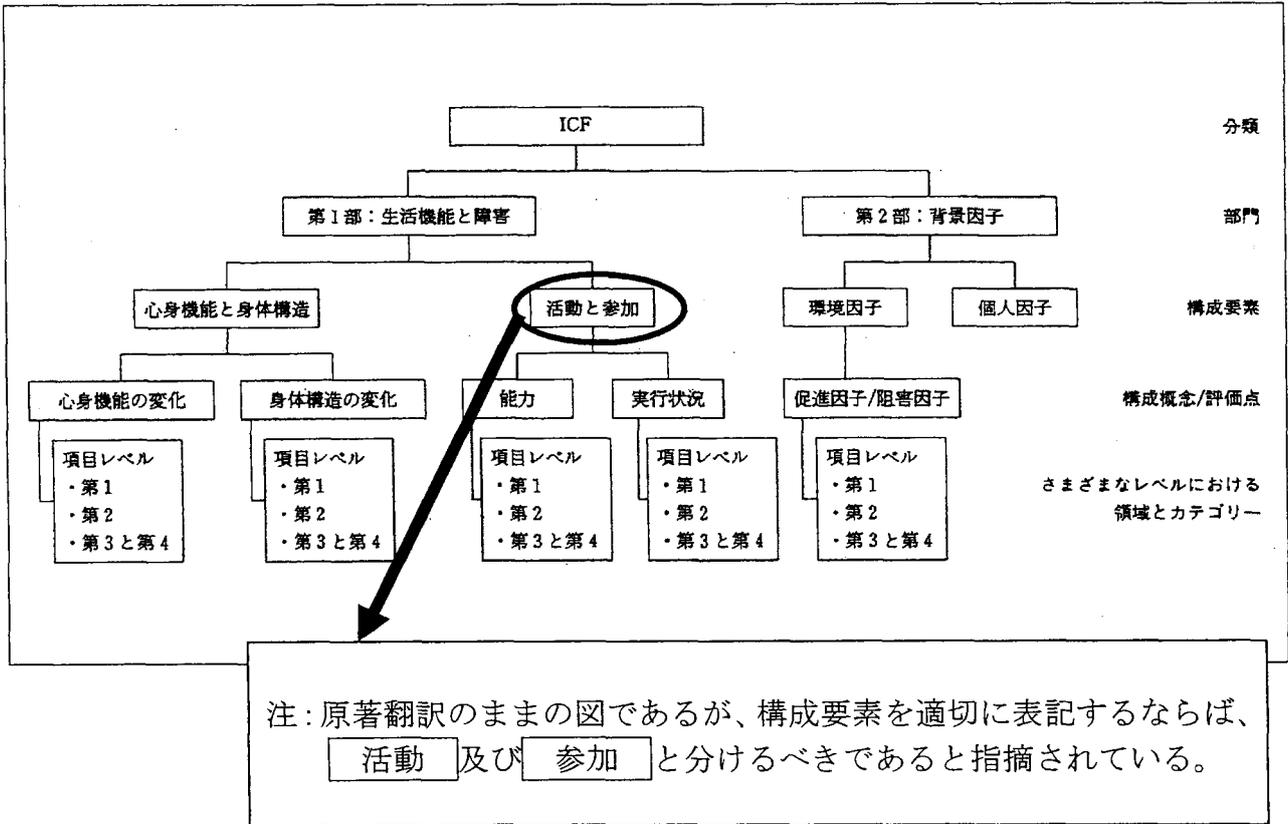
### 2. 構成要素間の相互作用について

個人の生活機能は、健康状態と背景因子との間の相互作用あるいは複合的な関係とみなされる。



### 3. 分類としての ICF の構造

#### 構造の概念図



- ・ 構成概念：コードとそれに関連する評価点との併用によって定義される概念
- ・ 領域：関連した生理機能、解剖学的構造、行為、課題及び生活・人生分野についての実際的で有意義な組み合わせ。
- ・ カテゴリー（項目）：分類の単位
- ・ レベル：階層的な順位。カテゴリーの詳細さを示すもの

## <用語の定義>

### ◆「生活機能」に関する用語

- 生活機能 (functioning) :  
心身機能、身体構造、活動及び参加の全てを含む包括用語
- 障害 (disability) :  
機能障害、活動制限、参加制約の全てを含む包括用語
- 心身機能 (body functions) :  
身体系の生理的機能 (心理的機能を含む)
- 身体構造 (body structures) :  
器官・肢体とその構成部分など、身体の解剖学的部分
- 機能障害 (構造障害を含む) (impairments) :  
著しい変異や喪失などといった、心身機能または身体構造上の問題
- 活動 (activity) :  
課題や行為の個人による遂行
- 参加 (participation) :  
生活・人生場面 (life situation) への関わり
- 活動制限 (activity limitations) :  
個人が活動を行うときに生じる難しさ
- 参加制約 (participation restrictions) :  
個人が何らかの生活・人生場面に関わるときに経験する難しさ

### ◆「背景因子」に関する用語

- 背景因子 (contextual factors) :  
個人の人生と生活に関する背景全体 (構成要素は環境因子と個人因子)
- 環境因子 (environmental factors) :  
人々が生活し、人生を送っている物的な環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境を構成する因子
- 個人因子 (Personal Factors)  
個人の人生や生活の特別な背景

## ICF のコード化について

## 1. 分類項目の表記

構成要素をアルファベットで示し、後に数字のコードを続けることで、詳細な分類を示す。

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ・ b : 心身機能  | (body の略)          |
| ・ s : 身体構造  | (structure の略)     |
| ・ d : 活動と参加 | (domain の略)        |
| a : 活動      | (activity の略)      |
| p : 参加      | (participation の略) |
| ・ e : 環境因子  | (Environment の略)   |

<例>

- |        |       |
|--------|-------|
| a 4    | 運動・移動 |
| a 450  | 歩行    |
| a 4501 | 長距離歩行 |

\* 活動と参加の関係については別紙 2 参照。

## 2. 評価点の表記及び評価点基準について

分類項目の表記の後に「.」を入れ、評価点を付ける。

## 共通の評価点

- |        |        |                   |
|--------|--------|-------------------|
| xxx. 0 | 問題なし   | (なし、存在しない、無視できる…) |
| xxx. 1 | 軽度の問題  | (わずかな、低い…)        |
| xxx. 2 | 中等度の問題 | (中程度の、かなりの…)      |
| xxx. 3 | 重度の問題  | (高度の、極度の…)        |
| xxx. 4 | 完全な問題  | (全くの…)            |
| xxx. 8 | 詳細不明   |                   |
| xxx. 9 | 非該当    |                   |

注：xxx はコード番号（ローマ字と数字、3桁とは限らない）

<例> b7302.0 身体の片側の筋力 機能障害なし

なお、各構成要素について、どのような観点（能力又は実行状況等）で評価を行うかについては定められているが、具体的な評価を行う際の評価点基準（何を持って中等度とするか等）については、明確には定められていない。現時点では、評価点基準は、各国や使用目的に応じてその設定が委ねられている。

### 3. 各構成要素の評価の在り方について

#### (1) 「心身機能」の評価

「活動」及び「参加」との相互関係による影響も考慮して評価すべきではないかという論点を含め、国際的により議論が展開されることとなっている。

→ 国際的な動向を踏まえ、対応を検討する。

#### (2) 「身体構造」の評価

「身体構造」は、「程度」、「性質」、「部位」の3つの観点で評価を行うこととされている。「活動」及び「参加」との相互関係による影響も考慮して評価すべきではないかという論点を含め、国際的により議論が展開されることとなっている。

→ 国際的な動向を踏まえ、対応を検討する。

#### (3) 「活動」と「参加」の評価

「活動」と「参加」は、それぞれ「実行状況」と「能力」の2つの観点で、評価を行うこととされている。（「活動」と「参加」の評価の詳細については、資料3-3参照。）

→ 我が国における検討状況について国際的な議論への反映が求められている。

#### (4) 「環境」の評価

「心身機能」、「身体構造」、「活動」及び「参加」との相互関係による影響を評価すべきではないかという論点を含め、国際的により議論が展開されることとなっている。

→ 国際的な動向を踏まえ、対応を検討する。

## 「活動」と「参加」の具体的評価方法について

### 1. 「活動」と「参加」の概念について

「活動」と「参加」については、それぞれ以下のように定義される。

- 活動 (activity) は、課題や行為の個人による遂行のことである。それは個人的な観点からとらえた生活機能を表す。
- 参加 (participation) は、生活・人生場面への関わりのことである。それは社会的な観点からとらえた生活機能を表す。

現在、ICF では、「活動」と「参加」の概念はそれぞれ定義づけられているものの、分類項目は、「活動と参加」として一つにまとめられて提示されている。どの項目を「活動」の項目として使い、どの項目を「参加」の項目として使うかは、使用する国や使用する目的に応じて設定することとされている。（「活動」と「参加」の分類項目については別紙参照）

#### <留意点>

同じ分類項目名であっても「活動」と「参加」は一対一に対応するものではなく、一つの「参加」を実現するには、当該分類項目名の「活動」以外に多数の「活動」が必要となる場合がある。

### 2. 「活動」と「参加」を評価する上で検討を要する事項

- 「活動」と「参加」を評価する目的及びその利活用の在り方
- 「活動」と「参加」のリストの取扱い
- 「活動」と「参加」の具体的評価方法について

### 3. 「活動」と「参加」のリストの取扱いについて

(1) WHO から複数の対応提案がなされている

- 案1 各分類項目を、「活動」として評価するか「参加」として評価するか振り分ける。（さらに、重複を認める場合と認めない場合あり）
- 案2 詳細な分類項目を「活動」として評価し、大まかな分類項目を「参加」として評価する。
- 案3 全ての分類項目について、「活動」としての評価も「参加」としての評価も行う。

#### <留意点>

- ・ 現時点において国際的に標準化された具体的な評価点基準は定められていない
- ・ WHO から各国に、継続的なデータの積み重ねによる検証が求められている

(2) 我が国におけるリストの取扱いについて

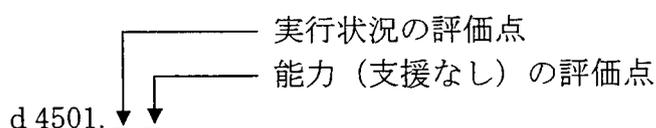
案1及び案3に対応することとした場合については、各項目について、以下の観点からの整理が必要である。

- ① 「活動」としてのみの評価が適している項目
- ② 「活動」、「参加」それぞれの評価が適している項目
- ③ 「参加」としてのみの評価が適している項目

**4. 評価点の使い方について**

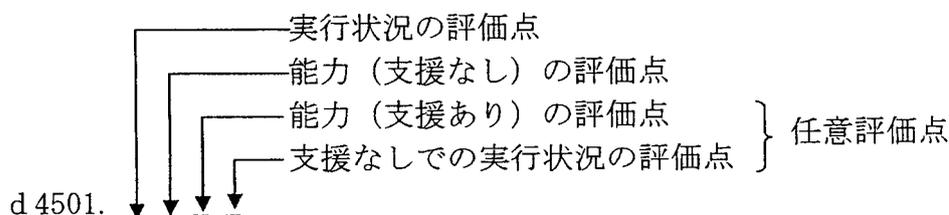
活動と参加は、「実行状況」と「能力」の2つの評価点で評価を行うこととされている。

- ・ 実行状況： 個人が現在の環境のもとで行っている活動や参加の状況
- ・ 能力： ある課題や行為を遂行する個人の能力



<任意評価点>

さらに、任意で評価点をつけることが出来るとされている。



**5. 評価点基準（案）**

- 「活動」の評価点基準案については資料4-1参照
- 「参加」の評価点基準案については資料4-2参照

## 「活動」と「参加」における分類項目

## 活動と参加 activities and participation

- ・活動 (activity) : 課題や行為の個人による遂行
- ・参加 (participation) : 生活・人生場面への関わり

## 第1章 学習と知識の応用 learning and applying knowledge

本章は、学習、学習した知識の応用、思考、問題解決、意思決定を扱う。

## 第2章 一般的な課題と要求 general tasks and demands

本章は、単一のあるいは多数の課題の遂行、日課の調整、ストレスへの対処についての一般的な側面を扱う。これらの項目は、さまざまな環境下で課題を遂行することの基礎にある特徴を明らかにするために、より特化した課題や行為と結びつけて用いることができる。

## 第3章 コミュニケーション communication

本章は、メッセージを受け取ることや生み出すこと、会話の遂行、コミュニケーション器具や技術の使用を含む、冒語、記号、シンボルによるコミュニケーションの一般のおよび特定の特徴を扱う。

## 第4章 運動・移動 mobility

本章は、姿勢あるいは位置を変化させることや、ある場所から他の場所へと乗り移ること（移乗）、物を運び、動かし、操作すること、歩き、走り、昇降すること、さまざまな交通手段を用いることによる移動を扱う。

## 第5章 セルフケア self-care

本章は、自分の身体をケアすること、自分の身体を洗って拭き乾かすこと、自分の全身や身体各部の手入れをすること、更衣をすること、食べること、飲むことなど、自分の健康管理に注意することを扱う。

## 第6章 家庭生活 domestic life

本章は、家庭における日々の活動や課題の遂行を扱う。家庭生活の領域とは、住居、食料、衣服、その他の必需品を入手したり、掃除や修繕をしたり、個人的にその他の家庭用品を手入れすることや、他者を支援することを含む。

## 第7章 対人関係 interpersonal interactions and relationships

本章は、状況に見合った社会的に適切な方法を用いて、人々（よく知らない人、友人、親戚、家族、恋人）と、基本的で複雑な相互関係をもつために必要とされる行為や課題の遂行について扱う。

## 第8章 主要な生活領域 major life areas

本章は、教育、仕事と雇用に携わり、経済的取引きを行うために必要とされる課題や行為に従事したり、遂行することを扱う。

## 第9章 コミュニティライフ・社会生活・市民生活 community, social and civic life

本章は、家族外での組織化された社会生活、コミュニティライフ、社会生活や市民生活の種々の分野に従事するのに必要な行為や課題を扱う。

## 活動の評価点基準（案）

## 【活動（activity）：課題や行為の個人による遂行】

- 実行状況（個人が現在の環境のもとで行っている活動や参加の状況）の評価基準（案）  
ポイント以下第一位（the first digit position after the point）で使用

評価点	評価	内容
0	普遍的自立 (Universal independence)	日常的に出会う、どのような環境(外出時、旅行時、訪問時、通常と異なる用具を用いて、など)においても自立している
1	限定的自立 (Limited independence)	生活の場(自宅、病院、施設など)およびその近辺の、限られた環境(用具を含む)のみで自立している
2	部分的制限 (Partial limitation) :	部分的な人的介護(※)を受けて行っている ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制限 (Total limitation)	全面的な人的介護を受けて行っている
4	行っていない (No performance)	禁止の場合を含み行っていない

- 能力（ある課題や行為を遂行する個人の能力）の評価基準（案）  
ポイント以下第二位（the second digit position after the point）で使用

評価点	評価	内容
0	普遍的独立 (Universal independence)	日常的に出会う、どのような環境(外出時、旅行時、訪問時、通常と異なる用具を用いて、など)においても行うことができる
1	限定的独立 (Limited independence)	生活の場(自宅、病院、施設など)およびその近辺の、限られた環境(用具を含む)のみでは行うことができる
2	部分的制限 (Partial limitation) :	部分的な人的介護(※)を受ければ行うことができる ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制限 (Total limitation)	全面的な人的介護を受ければ行うことができる
4	行うことができない (No Capacity)	禁止の場合を含み行うことができない

【参加 (participation) : 生活・人生場面への関わり】

- 実行状況（個人が現在の環境のもとで行っている活動や参加の状況）の評価基準（案）  
 ポイント以下第一位（the first digit position after the point）で使用

評価点	評価	内容
0	活発な参加 (Full participation)	常に又はしばしば、全面的な参加を実現している (人的介護の有無は問わない)(注)
1	部分的な参加 (Partial participation)	時々又は部分的な参加を実現している (人的介護は受けていない)
2	部分的制約 (Partial restriction)	部分的な人的介護(※)を受けて、時々又は部分的な参加を実現している ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制約 (Total restriction)	全面的な人的介護を受けて、時々又は部分的な参加を実現している
4	参加していない (No participation)	禁止の場合を含み参加していない

注：ただし、頻度及び人的介護の有無等にかかわらず、高い水準での参加については評価点0とする。

- 能力（ある課題や行為を遂行する個人の能力）の評価基準（案）  
 ポイント以下第二位（the second digit position after the point）で使用

評価点	評価	内容
0	活発な参加 (Full participation)	常に又はしばしば、全面的な参加を実現することができる (高い水準での参加については、頻度を問わない)(注)
1	部分的な参加 (Partial participation)	時々又は部分的な参加を実現することができる (人的介護は受けていない)
2	部分的制約 (Partial restriction)	部分的な人的介護(※)を受ければ、時々又は部分的な参加を実現することができる ※「部分的な人的介護」は「見守り」「うながし」等を含む
3	全面的制約 (Total restriction)	全面的な人的介護を受ければ、時々又は部分的な参加を実現することができる
4	参加を実現することができない (No participation)	禁止の場合を含み参加を実現することができない

注：ただし、頻度及び人的介護の有無等にかかわらず、高い水準での参加については評価点0とする。

## 生活機能の普及啓発について

生活機能の正しい理解と普及にむけて（案）  
（ICF：国際生活機能分類）

はじめに

- 1 生活機能とは  
「生きることの全体像」についての「共通言語」
- 2 生活機能モデルの考え方  
医療モデル・社会モデルから統合モデルへ
- 3 生活機能分類(ICF)とは
  - (1) 生活機能分類(ICF)の意義
  - (2) 生活機能分類(ICF)の特徴
  - (3) WHO 国際分類ファミリー(WHO-FIC)
    - ・ 中心分類の1つとしての国際生活機能分類(ICF)：国際疾病分類(ICD)との関係
    - ・ 国際生活機能分類－小児青年版(ICF-CY)
- 4 生活機能分類(ICF)の目的及び適用
  - (1) 生活機能分類(ICF)の目的
  - (2) 生活機能分類(ICF)の適用
- 5 生活機能(ICF)の評価方法
  - (1) ICFのコード化について
  - (2) 「活動」と「参加」の具体的評価方法について
  - (3) 具体的評価例
- 6 国際生活機能分類(ICF)に関する歴史
  - ・ 国際障害分類(ICIDH)から国際生活機能分類(ICF)へ